

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

昭和産業グループでは、経営環境の急激な変化に速やかに対応できる体制を確立し、また経営の透明性をより高めるために、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と位置付けております。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方などを「昭和産業 コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)としてまとめ、当社ホームページに掲載しております。

<http://www.showa-sangyo.co.jp/corporate/governance/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

【補充原則1-2-3】

当社は、株主総会を株主の皆様との対話の場であると認識しており、株主の皆様との建設的な対話の充実に向け、2017年6月開催予定の株主総会につきましては、いわゆる集中日以外の開催を検討しております。

【補充原則4-1-3】

【原則4-3】

【補充原則4-3-1】

当社は、役員規程において、取締役の役職別定年制を導入するなど、経営の循環化を促す仕組みを導入しております。また、次期代表取締役の指名の方法については、当社を取り巻く企業環境が大きく変動しつつあることを踏まえ、当社の最重要課題との認識のもと、今後、検討して参ります。

当社は、取締役の評価は、業績を踏まえて社内規程及び細則に則り評価しておりますが、今後は更に透明性を確保するために、適切なプロセスを検討して参ります。情報開示については、法令に則り適時適切に対応するとともに、必要に応じて情報開示に係する部署が協議し、担当する取締役及び執行役員が確認を行い、適時かつ正確な情報開示に心掛けております。関連当事者間の取引は、「取締役規程」、「執行役員規程」などの規程において、あらかじめ取締役会の決議を必要と規定するとともに、該当する役員は特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外したうえで、決議を行っております。

当社は、取締役の選任や解任は、業績を踏まえて社内規程及び細則に則り評価しておりますが、今後は更に透明性を確保するために、適切なプロセスを検討して参ります。

【原則4-2】

【補充原則4-2-1】

当社は、リスクテイクを支える環境整備の一環として、コンプライアンスを含めた「昭和産業グループ CSR行動規範」を定めております。また、取締役会は取締役及び執行役員からの提案などを隨時受け付けており、具体的な提案に関してはそれぞれの取締役が独立した客観的な立場から多角的・多面的かつ十分な検討を行い、議論をしております。決議された提案については、担当する取締役及び執行役員が監督、執行責任を担っております。

取締役の報酬については、業績を勘案して決定しておりますが、今後は更に持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能するように、例えば株式報酬型ストックオプションなどの仕組みの導入を検討して参ります。

【原則4-8】

【補充原則4-8-2】

当社は、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の判断基準に基づき独立社外取締役を選任しております。しかし、現時点では1名のみの選任でありますので筆頭独立社外取締役は決定しておりませんが、今後、機関設計の議論を含めて複数化について検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

【原則1-4】

当社は、営業戦略上保有することが必要な取引先の株式を政策保有株式と考えており、投資検討委員会などにおいて取得意義や取引関係など、多角的な検証及び審議を踏まえ、限定的に取得・保有しております。また、主要な政策保有株式について、事業年度毎に、取締役会でその保有意義についての検証を行っております。

政策保有株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、当社の保有方針に適合するか、発行会社の企業価値の向上に資するものか、などを慎重に検討したうえで適切に行使します。(ガイドライン第17条)

【原則1-7】

当社は、関連当事者間の取引については、社内の規程により、あらかじめ取締役会の承認の決議を必要としており、その決議に際し当該役員は特別な利害関係者として、当該決議に加わることはできません。(ガイドライン第7条)

【原則3-1】

当社は、以下のように対応しております。

(i) 経営理念や「CSR行動規範」や中期経営計画は、当社ホームページ、決算説明資料において開示しています。

<経営理念>

<http://www.showa-sangyo.co.jp/corporate/governance/>

<CSR行動規範>

<http://www.showa-sangyo.co.jp/corporate/csr/>

<中期経営計画>

http://www.showa-sangyo.co.jp/upimage/news/pdf/12-12_cyuukikeikakusakuteinoosirasedf.pdf

(ii) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、当社ホームページにおいて「ガイドライン」、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」及び「有価証券報告書」において開示しております。

<http://www.showa-sangyo.co.jp/corporate/governance/>

(iii) 取締役の報酬の決定に関する方針は、「有価証券報告書」において開示しております。

http://www.showa-sangyo.co.jp/upimage/ir/tanshin/pdf/115_yuukasyoukennhoukokusyo.pdf

(iv) 取締役候補者は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であるかを基準に選定し、取締役会において決定しております。また、監査役候補者は、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資することに加えて、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査役会で検討・同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

(v) 取締役・監査役候補とした個々の理由は、「株主総会招集通知」において開示しております。

http://www.showa-sangyo.co.jp/upimage/ir/report/pdf/115th_shoushuutsuuchi.pdf

(ガイドライン第1条、第5条、第10条、第13条)

【補充原則4-1-1】

当社は、「組織規程」や「稟議規程」において、役職員のそれぞれの役職に応じた決裁権限を定めており、各決裁機関及び決裁者が、審議を踏まえて決裁を行っております。

取締役会は、持続可能な成長と企業価値の向上のために、監督機能を発揮するとともに法令、定款及び規程で定められた重要な事項を、公正な判断に基づき、最善の意思決定を行っております。

社内取締役及び社内監査役で構成される経営会議は、「経営会議規程」に基づく事項に加えて、取締役会で決議された事項の執行及び課題への対応を委ねられております。(ガイドライン第7条)

【原則4-8】

当社は、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の判断基準に基づき独立社外取締役を選任しております。しかし、現時点では1名のみの選任でありますので、今後、機関設計の議論を含めて複数化について検討して参ります。(ガイドライン第4条)

【原則4-9】

当社は、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立性の判断基準を、「株主総会招集通知」、「有価証券報告書」及び「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しております。

http://www.showa-sangyo.co.jp/upimage/ir/report/pdf/115th_shoushuutsuuchi.pdf

また、当社の独立社外取締役は、企業経営の経験者であるとともに資本市場にも精通する専門的知識と豊富な経験に基づき、的確な助言や意見を発言することにより経営に対する監督及び利益相反への監督を独立した立場で行っております。(ガイドライン第3条)

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会において、実質的で有効な議論を行うため、取締役及び監査役は定款で定める人数が適正な規模と考えております。

現在の人数は、取締役が8名(独立社外取締役1名)、監査役は4名(独立社外監査役2名)となっており、取締役会は、企業経営の経験や豊富なビジネス経験者に加えて、担当事業の分野に精通した者で、また監査役会は、リスクマネジメントの経験の豊富な銀行、損害保険会社OB及び事業会社出身者で、それぞれ構成されております。

特に独立社外取締役及び独立社外監査役は、豊富な知識と経験を有する者であり、当社の健全でかつ持続可能な成長を促していくように、バランスに配慮した構成となっております。(ガイドライン第3条)

【補充原則4-11-2】

当社の社外取締役及び社外監査役は他の会社の役員を兼務している者もありますが、その役割・責務を適切に果たすために必要な時間と労力を、当社の取締役・監査役としての業務に振り分けていると認識しております。なお、他の上場会社の役員の兼任状況は、「株主総会招集通知」において開示しております。

http://www.showa-sangyo.co.jp/upimage/ir/report/pdf/115th_shoushuutsuuchi.pdf

また、社内取締役及び社内監査役は当社の子会社及び関連会社以外の他の会社の役員は兼務しておりませんので、それぞれ取締役及び監査役の業務に専念できる体制となっております。(ガイドライン第4条)

【補充原則4-11-3】

当社は、「ガイドライン」のなかで、「取締役会は、毎年、各取締役の自己評価をベースに、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行う。」旨を定めております。

2016年3月期につきましては、独立社外取締役を含む全ての取締役が自己評価に関するアンケートに回答したうえ、取締役会において取締役会全体の実効性について分析・評価を実施いたしました(参考として、独立社外監査役を含む全ての監査役も当該アンケートに回答)。

その結果、取締役会全体の実効性につきましては、概ね確保されているものと評価いたしました。引き続き、各取締役からの意見等を踏まえ、適宜改善を行って参ります。(ガイドライン第4条)

【補充原則4-14-2】

当社は、新任取締役に対しては社外の研修会への参加を要請しております。

また、取締役・監査役に対しては、原則、年1回、全員が参加する外部の専門家によるコンプライアンスなどの研修会を実施しております。

更に取締役及び監査役は、会社の費用負担により、必要に応じて外部の研修会などに参加しております。(ガイドライン第4条)

【原則5-1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するために、取締役は株主の皆様と建設的な対話をを行い、当社の経営方針などを分かりやすくご説明し、そのご理解を得ることが重要と認識しております。

当社は、管理部門統轄の取締役常務執行役員をIR責任者とし、経営企画部をIR担当部署としております。

株主の皆様には株主総会において、また投資家をはじめとするステークホルダーには半期に1度、決算説明会を開催するとともに、適宜、個別取材などを実施しております。(ガイドライン第18条)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	12,700,000	7.70
株式会社千葉銀行	7,900,528	4.79
三井物産株式会社	7,700,000	4.67
ユアサ・フナショク株式会社	6,165,600	3.74
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,989,501	3.63
農林中央金庫	5,515,396	3.35
東京海上日動火災保険株式会社	5,169,328	3.14
双日株式会社	5,000,000	3.03
株式会社カーギルジャパン	4,701,000	2.85
昭和産業取引先持株会	4,693,000	2.85

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柳谷 孝	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳谷 孝	○	柳谷孝氏は、当社の従業員持株会事務委託先である野村證券株式会社の出身です(退任後3年以上経過)。同社への従業員持株会事務手数料の支払額は、2015年4月から2016年3月の1年間で、1百万円未満です。	柳谷孝氏は、会社経営の経験と資本市場についての豊富な知見を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する者であると判断されるため、社外取締役として適任であるものと考えます。 また、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として適任であるものと考えます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社グループの内部監査に関しては、業務監査部を設置し、当社グループの企業活動が、経営目標達成のために、適法適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況、および内部統制の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示、改善状況の確認を行っております。

監査役監査については、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、行っております。取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の状況等の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、また会計監査人から報告および説明を受けるなどしており、取締役の職務監視が十分にできる体制となっております。

また、監査役および内部監査部門は、当社の内部統制の整備を主導する内部統制委員会より定期的に報告を受け、監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗原 和保	他の会社の出身者										△			
三輪 隆司	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗原 和保	○	栗原和保氏は、当社の借入先である株式会社千葉銀行の出身です。同行からの借入額は、2016年3月末日現在、1,350百万円(借入総額17,849百万円)です。	栗原和保氏は、金融機関における長年の経験と豊富な知見を有しており、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資することに加えて、中立的・客観的に監査を行うことができる者であると判断されるため、社外監査役として適任であるものと考えます。 また、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として適任であるものと考えます。

三輪 隆司	<input type="radio"/>	<p>三輪隆司氏は、当社の損害保険契約先である損害保険ジャパン日本興亜株式会社の出身です。同社への損害保険料の支払額は、2015年4月から2016年3月の1年間で、260百万円です。</p>	<p>三輪隆司氏は、損害保険会社における長年の経験とリスク管理についての豊富な知見を有しており、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資することに加えて、中立的・客観的に監査を行うことができる者であると判断されるため、社外監査役として適任であるものと考えます。</p> <p>また、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として適任であるものと考えます。</p>
-------	-----------------------	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、業績連動型報酬制度の導入を検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告において、社内・社外別に総額開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員報酬等に関する規程を定め、役員報酬額を決定しております。役員報酬額は、世間水準、従業員給与および会社業績等を考慮し、職責に応じて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役への情報伝達としては、毎月定例で開催される取締役会、監査役会、経営役員会等においてなされます。
また、補佐するセクションとしては、社外取締役に対しては取締役会事務局が、社外監査役に対しては監査役付が、まずその任に当たります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、業務執行における重要な意思決定を司り、取締役・監査役の参加により原則月1回実施しております。また、取締役会参加メンバーに加え、全執行役員が参加する経営役員会を原則月1回、監査役4名が参加する監査役会を原則月1回実施しております。さらに、原則月2回実施しております経営会議は、会長、社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員および常勤監査役で構成し、経営に関する重要な案件につき十分な検討を行っております。

当社グループの内部監査に関しては、業務監査部を設置し、当社グループの企業活動が、経営目標達成のために、適法適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況、および内部統制の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示、改善状況の確認を行っております。

監査役監査については、監査役会が定めた監査方針、業務の分担等に従い、行っております。取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の状況等の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、会計監査人から報告および説明を受けるなどしており、取締役の職務監視が十分にできる体制となっております。

なお、当社と、社外取締役および社外監査役との間で、それぞれ会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款の規定により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。

会計士監査については、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおります。業務を執行した公認会計士の氏名等については以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士
 - 指定有限責任社員・業務執行社員 江口 潤
 - 指定有限責任社員・業務執行社員 山口 俊夫
- ・監査業務に係る補助者の構成
 - 公認会計士 10名 その他 15名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社長を委員長とするCSR委員会をはじめ、内部統制委員会、投資検討委員会など経営の重要な案件を検討する委員会を設置しております。また、社外取締役、および社外監査役2名を含む監査役会を置くことで、経営を監視する体制が整備できているものと考えております。

なお、当社は、社外取締役および社外監査役を選任するにあたって、独立性に関する具体的な基準は定めておりませんが、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保でき、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な方針としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

		補足説明
株主総会招集通知の早期発送		招集通知発送日 2016年6月8日 定時株主総会招集日 2016年6月29日
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。	

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催し、説明会用のプレゼンテーション資料と補足資料などを作成・配布しております。その他、証券アナリストを中心としたスマートミーティングを随時開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、招集通知、事業報告書（「株主のみなさまへ」）を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部コーポレート・コミュニケーション室を設置しており、IRに関する担当役員を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新](#)

		補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「昭和産業グループCSR行動規範」を制定しております。	
環境保全活動、CSR活動等の実施	安全・安心で高品質な製品の提供、公正な企業活動、人権尊重、環境への配慮、社会への貢献について、それぞれ基本方針を定め、活動を推進しております。その一環として毎年「CSRレポート」を作成し、当社ホームページで公開しております。	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーとの対話・情報開示について、昭和産業グループの企業活動に関わる情報を適時・適正に公開するとともに、ステークホルダーとの対話を通じて、透明性の高い企業活動に努める旨の方針を策定し、その実行に努めております。	

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムについては、以下のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、課題を抽出し、改善を行っております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、かつ、財務報告の信頼性を確保するために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの整備・運用と会社による全体としてのコンプライアンスの体制の確立に努めるとともに、その内容を定期的に見直す。

また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決裁後の稟議書等の重要な意思決定の記録については、「文書管理規程」および「稟議規程」等の社内規程に基づき、作成、保存および管理する。各取締役および各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応する組織を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、昭和産業グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、緊急事態が発生した際には、「危機管理規程」等に基づき対応する。

また、反社会的勢力に対しては、その要求には絶対応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」等に基づく職務権限・意思決定のルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

また、経営に重要な影響を及ぼす事項については、効率的な経営判断が行えるように、以下のとおり手順を定めて実施する。

(1) 経営会議を定期的に開催し、重要な事項の実施につき協議する。

(2) 投資検討委員会により、多額の投資を伴う案件について、経営会議の事前審査を実施する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「昭和産業グループCSR行動規範」を定め、その周知徹底を図ることにより、コンプライアンス、企業倫理の徹底、品質の向上等に努める。さらに、内部統制システムが全社員に徹底されるよう、専任組織により、コンプライアンス、経営方針等に関する教育を行う。

「昭和産業グループ内部通報規程」により、コンプライアンス違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見、是正および通報者の保護を図る。

重大なコンプライアンス違反、社内規程違反または社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役会および監査役会に報告する。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任を明確化する。また、適切な人材を確保・活用すること、および適切な情報システムを整備することで、業務の適正を確保する。

子会社の経営、投資、資金調達、コンプライアンス、組織、重大なリスクに関する事項等、子会社の取締役等が当社に報告すべき事項を定め、職務執行の効率的な実施、および業務の適正を確保する。また、グループ経営戦略の企画立案等を行う専任部署を設け、子会社の業務支援等を行う。

業務監査部は、昭和産業グループの企業活動が、経営目標達成のために、適法適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況、および内部統制の整備・運用の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示、改善状況の確認を行い、その状況は、取締役会、監査役会に適宜報告する。取締役会は、その報告を受けて適切に対処する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役付を配置する。

業務監査部に所属する使用人は、監査役が求めたときは、その指揮命令のもとに監査役の職務の補助を行う。また、「分課分掌」に、監査役の補助業務を遂行中の業務監査部員は取締役の指揮命令を受けず、かつ当該業務監査部員の異動に際しては監査役の同意を得ることを定め、その指示の実効性を確保する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人等は、職務執行に関して重大なコンプライアンス違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。取締役および使用人等は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役会に報告する。

また、「昭和産業グループ内部通報規程」により、経営に重大な影響を及ぼす可能性があると判断される案件については速やかに監査役に報告する体制、および通報者が通報をしたことを理由として解雇その他いかなる不利な取扱いも受けないこと等を確保する体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換および意思の疎通を図る。経営会議等、業務の適正を確保するうえで重要な会議への監査役の出席を確保する。

監査役会は、会計監査人、業務監査部との綿密な情報交換および連携を図ることで、監査の実効性を確保する。

また、監査役に適用される役員規程類に、監査役の職務の執行について生ずる費用等に関する事項を定め、その費用等は会社が負担する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

当社では、社長直属の組織で、業務執行ラインから独立した業務監査部が、年間の監査計画に基づいて、当社およびグループ会社の業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査を行い、内部統制システム全般の評価および改善を実施しております。

また、財務報告に係る内部統制については、業務監査部と内部統制委員会が連携して整備・運用状況の確認を行い、内部統制の有効性を評価・検証しております。

2. コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンス基本方針を含む「昭和産業グループ CSR行動規範」を記載したCSRカードを当社およびグループ会社の社員に配布するとともに、各種マニュアルの作成、研修会の実施等、当社グループ全体への啓蒙活動を実施することで、法令違反の未然防止に努めています。

また、当社では、「昭和産業グループ 内部通報規程」を制定し、通報者の保護や通報処理体制を定めるとともに、組織的または個人的な法令違反行為などに関する社員などからの相談・通報窓口(ホットライン)を設置することで、当社グループ全体における不正行為などの早期発見と是正に努めています。

3. リスク管理体制

当社では、企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応するために、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク情報の収集と分析を行うとともに、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社グループ全体のリスクを包括的に管理しております。

また、当社では、緊急事態が発生した際の対応を明確にするために、危機管理規程、BCP(事業継続計画)マニュアルおよび海外危機管理マニュアル等を整備し、運用を図っております。

4. 子会社管理体制

当社では、子会社権限規程において、重要性に応じて各子会社から当社への事前の承認および報告事項の基準を定め、子会社の業務執行を効率的に管理する体制を整備しております。

なお、子会社における重要性の高い投資案件につきましては、当社の検討委員会にて事前審査を行い、投資の妥当性を判断しております。

5. 取締役の職務執行

当社では、取締役会を原則として月1回開催し、業務執行における重要な意思決定および取締役の職務執行の監督を行っております。

また、当社では、執行役員制度を導入し、経営機能と業務執行機能を分離することで、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図っております。

6. 監査役の職務執行

監査役は、監査役全員による取締役会への出席、当社および当社グループの取締役や使用人からのヒアリング、常勤監査役による経営会議等の重要な会議への出席および重要な決裁書類等の閲覧を通じて、取締役の職務執行の監査を行うとともに、業務監査部や会計監査人と綿密な情報交換および連携を図ることで、適正な監査の実効性を確保することに努めています。

また、当社では、監査役の職務を補助する使用人として監査役付を2名配置しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

反社会的勢力および団体とはいかなる関係も持ちません。

2. 整備状況

・「昭和産業グループCSR行動規範」に、反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある団体や企業等とは、いかなる取引も行わず、利益の供与は一切行わない旨を規定しております。

・当社グループの全役職員は、上記「昭和産業グループCSR行動規範」携帯カードを、常に携帯することとしております。

・対応部署である総務部において、警察機関や弁護士等の専門家と連携しつつ組織的に対応するため、反社会的勢力対応マニュアルを整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、穀物を原料とする食品素材を軸にした総合食品メーカーとして、これまで培ってきた小麦粉、植物油、糖化製品、パスタ、配合飼料などの各事業における技術やノウハウを最大限発揮していくことにより、「市場に価値を認められる、安全で安心できる食品を安定的に供給する」という社会的使命を果たしてまいります。

当社グループは平成24年4月からの「中期経営計画12~16」を策定しております。経営方針に「誠実な行動」「力の結集」「明日への挑戦」を掲げ、6つの基本戦略「(1)基盤事業の持続的成長」「(2)新たな分野への挑戦」「(3)海外事業の強化」「(4)効率化の推進」「(5)グループ連携の強化」「(6)CSR経営の推進」の下、当社グループのさらなる発展に向けた施策を推進することで、常に市場を重視し、『穀物ソリューション・カンパニー』として、これらの経営方針および基本戦略で掲げる課題の達成に取り組んでまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、平成26年6月27日開催の第113回定期株主総会のご承認に基づき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を一部変更の上で継続導入しております(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資しない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、当社は、現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の第113回定期株主総会において承認が得られたため、平成29年6月開催予定の定期株主総会終結のときまでとなります。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

4. 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記2. の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針に沿うものであります。

また、上記3. の取組みは、以下の合理性を考慮して設計されているため、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(1)買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足し、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(2)当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

(3)株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、第113回定期株主総会において、株主の皆様のご承認を得たうえで継続したものであり、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4)合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5)デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

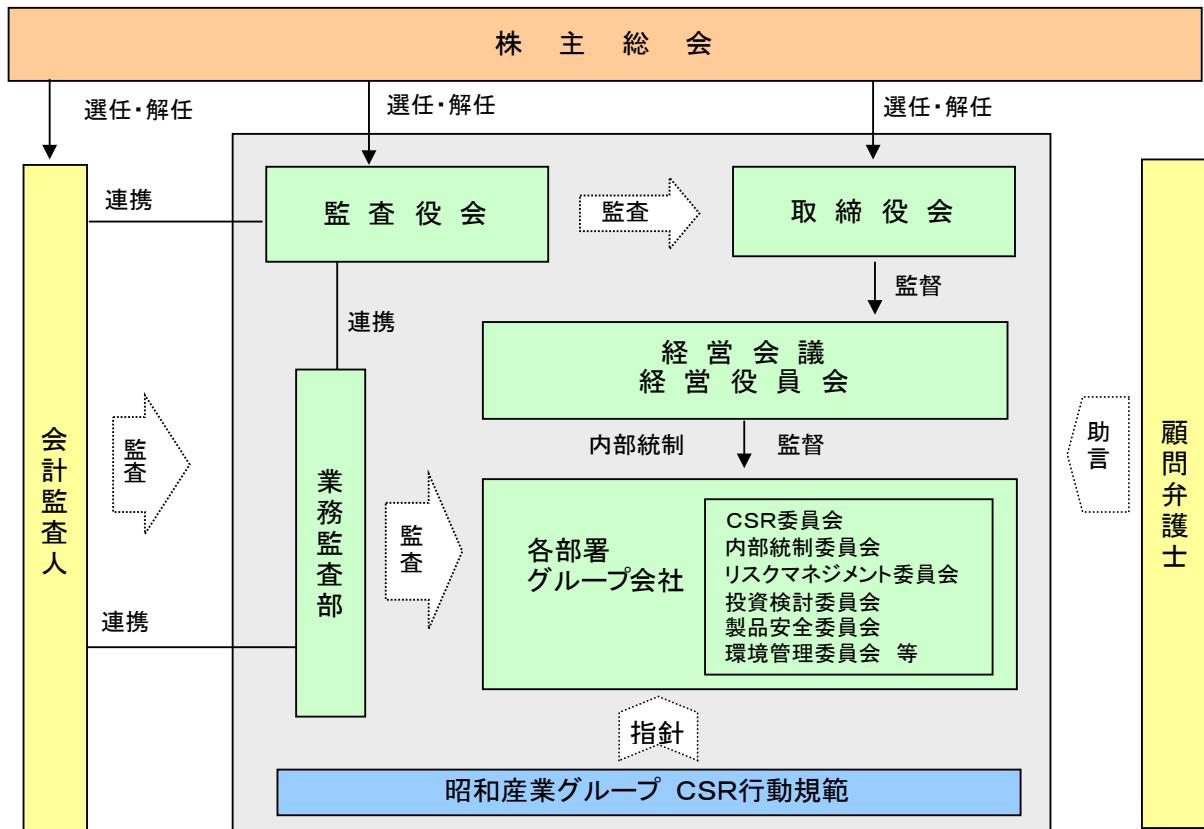
本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けては、CSR活動の推進、内部統制システム運用のための委員会をそれぞれ編成し、取組み施策の充実に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

